

第21条 公民館職員の状況

	館長		副館長		主事		その他の職員		計		
	専	兼	専	兼	専	兼	専	兼	専	兼	計
昭和35	16	96	1	23	78	169	77	96	213	484	697
	14%		4%		32%		58%		91%		
39	56	237	12	25	238	180	95	92	401	474	875
	19%		32%		57%		75%		46%		

(社会教育課調)

[施策の目標]

- (1) 昭和50年度までには、各公民館に専任館長と専任主事2～3名程度設置するよう促進する。

		昭和35年	昭和39年	昭和45年	昭和50年
館長	専任	16人	56	131	287
	設置率	14%	19	50	100
専任主事		78人	238	498	861
その他職員		77人	95	320	574

- (2) 公民館職員研修会を開催して、研修の場を積極的に提供し、その資質、指導力の向上につとめる。

[事業計画]

事業名	事業主体	昭和40～45年度		昭和46～50年度	
		事業内容・事業量	事業費	事業内容・事業量	事業費
公民館職員研修会	県	講義、研究討議 対象人員 500人 単年度計画 参加人員 100人 会場 1か所(4日間) 単年度事業費 150千円 期間内事業費 150×6	千円 900	研究討議、演習 対象人員 900人 単年度計画 参加人員 200人 会場 4か所(6日間) 単年度事業費 300千円 期間内事業費 300×5	千円 1,500